

第2節 鉱物、化学品、木材、紙等(第25類-第49類)

(1) 鉱物性生産品(第25類-第27類)

- ① **第25類に分類される物品**は、塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント等の、粗のもの、洗ったもの、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの(結晶法により選鉱したものを除く。)に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

第25類の物品に適用される加工工程基準は、焼き(calcination)、塩又は硫黄の精製(refining)、マグネシアの溶融又は焼結(fusing or sintering)、タールドロマイトの生産があり、多くの場合、加工前のものと加工後のものが同一項に分類されているため、スプリット項変更により実質的変更を表現し、原産性を付与している。

セメントの生産工程を簡単に示せば、石灰石、粘土、頁岩、鉄鉱石ほかの粗原料を破碎し、粉末化し、混合し、焼くことによって半製品であるクリンカーが生産され、さらに粉碎されるとポルトランドセメントとなる。クリンカーからのセメントの生産は単なる粉碎加工であって実質的変更ではないとする意見が CRO 議長最終提案に採用され、セメント生産の工程の重要な部分はクリンカーの粗原料からの生産であるとした¹。

【コンセンサス合意規則: 第25類(塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント)】

- 第25.23項: 項変更(クリンカーからポルトランドセメントの生産を実質的変更としない)(議長最終提案)
- 第25.01項、第25.03項、第25.07項、第25.08項、第25.11項、第25.12項、第25.17項～第25.19項、第25.18項、第25.30項: 焼き、塩又は硫黄の精製、マグネシアの溶融又は焼結、タールドロマイトの生産(スプリット項又はスプリット号の変更)
- その他の項: 原則として粗原料としての鉱物の原産国

- ② **第26類に分類される物品**は、鉱石、スラグ及び灰から構成される。第26.01項から第26.17項までが精鉱を含む鉱物であり、これらの物品に適用される品目別規則はすべてスプリット項変更ルールで、鉱石から精鉱への変更を実質的変更とし、鉱石自体は採掘された

1 WCO から WTO への付託文書(Doc. 41.611E)、 Issue No. 1, Option A, パラ7-9。

国を原産国とする。精鉱とは、採掘した鉱石から特別の処理を行うことによって異物の一部又は全部を除去した鉱石をいう。第26.18項から第26.21項までのスラグ及び灰は、それらが生じた国を原産国とする。

【コンセンサス合意規則: 第26類(鉱石、スラグおよび灰)】

- 第26.01項～第26.17項: 鉱から精鉱への変更
- 同上(鉱自体): 鉱が採掘された国
- 第26.18項～第26.21項(スラグ及び灰): それらが生じた国

③ **第27類に分類される物品**は、石炭その他の天然の鉱物性燃料、石油、歴青油、これらの蒸留物及び他の方法で得られる類似の物品、鉱物性ろう及び天然の歴青物質を含む。この類の物品は、粗のもの又は精製したものである。

これらの物品に横断的に適用される品目別規則には、(i) 化学反応、(ii) 物理的分離、及び(iii) 混合・ブレンドがある。これらは、すべてプライマリー・ルールとして合意されており、農産品・同調製品において混合・ブレンドがレジデュアル・ルールとして適用されることと好対照である。マトリックス表には、粗原料に対しては当該原料が採掘された国、原料が他の項に存在する物品に対しては、加工工程の如何にかかわらず項変更ルール(例外的に号変更ルール)が設置されている。

(i) 化学反応:

以下の定義に従って行われた化学反応は原産性を付与する。

「一の工程(生化学的工程を含む。)であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

- (a) 水又はその他の溶媒への溶解;
- (b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去;
- (c) 結晶水の追加又は除去」

(ii) 物理的分離: (第27.07項、第27.10項～第27.13項、第27.15項のみ)

以下の物理的分離は原産性を付与する。

- (a) 常圧蒸留又は減圧蒸留;
- (b) 選択溶媒(selective solvents)による抽出

(iii) 混合及び調合: 以下の混合及び調合は原産性を付与する。

「専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(分散を含む。)であって、その結果として、商品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるもの。」

【コンセンサス合意規則: 第27類(鉱石、スラグおよび灰)】

- 第27類(鉱物性燃料、石油等の粗原料): 当該物品が採掘された国
- 第27類の物品: 化学反応、物理的分離、混合・調合(類冒頭のプライマリー・ルール)

(2) 化学品、プラスチック、ゴム、これらの製品(第28類-第40類)

第28類から第40類に分類される物品は、無機化学品(第28類)、有機化学品(第29類)、医療用品(第30類)、肥料(第31類)、染料・顔料等(第32類)、精油・化粧品等(第33類)、石鹼・調製潤滑剤等(第34類)、たんぱく系物質・変性でん粉(第35類)、火薬類(第36類)、写真・映画用材料(第37類)、各種の化学工業生産品(第38類)、プラスチック・その製品(第39類)及びゴム・その製品(第40類)がある。

これらの物品に適用される品目別規則は、第36類の火薬類及び第37類の写真・映画用材料を例外として、類の冒頭に置かれる加工工程基準が主要プライマリー・ルールとして適用される。したがって、マトリックスに規定される品目別規則は、多くの場合、単純な項変更又は号変更となっており、加工工程基準と関税分類変更基準の双方を満たす場合であれば、(実務的には)証明に労力を費やさない関税分類変更基準での原産性付与が選好されるのであろう。

上述した加工工程基準は、次のとおりである(別添の加工工程基準の一覧表参照)。

- (i) 化学反応: (1)(i)参照
- (ii) 混合及び調合: (1)(iii)参照
- (iii) 精製: 次の基準の一つを満たす精製は原産性を付与する。
 - (a) 存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす工程; 又は
 - (b) 以下の一又はそれ以上の適用に適する不純物の減少又は除去
 - (i) 薬事用、医療用、化粧用、獣医学用又は食品の等級用物質、
 - (ii) 分析用、診療用又は実験用の化学製品及び試薬、
 - (iii) マイクロエレクトロニクスに使用される要素及び成分、
 - (iv) 特定の光学用、
 - (v) 生物工学用(例えば、細胞の培養、遺伝子工学において又は触媒として)、
 - (vi) 分離工程に使用される基材、又は

(vii) 細胞核の等級用

(iv) 粒径の変更: 以下の粒径の変更は原産性を付与する。

「製品の粒径の意図的かつ制御された改変(破碎又は圧縮のみによるものを除く。)であって、当該変更の結果として生ずる製品の用途に関する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品を生ずるものをいう。」

(v) 標準物質の生産: 以下の標準物質の生産は原産性を付与する。

「標準物質の生産(標準溶液の生産を含む。)とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。」

(vi) 異性体分離: 異性体の混合物からの異性体の単離又は分離は原産性を付与する。

(vii) 生物工学的工程: 以下の工程は原産性を付与する。

- (a) 微生物(細菌、ウイルス(ファージを含む。)等)又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養(細胞培養を含む。)、交配又は遺伝子の改変
- (b) 細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製(例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片、遺伝子組換え及びプラスミド)

(viii) 用途の変更: ネガティブ・ルール

「単なる用途の変更による関税分類の変更は、原産性を付与しない。」

【コンセンサス合意規則/議長最終提案:第28類～第40類(化学品等)】

- 第28類～第40類: 項又は号変更(マトリック表)
- 第28類～第40類: 化学反応等(各類冒頭のプライマリー・ルール)

(3) 皮革、木材、木材パルプ、これらの製品(第41類-第49類)

第40類から第49類までに分類される物品は、大きく二分される。第41類から第43類までに分類される物品は、動物から得られるもの(プラスチック製又は繊維製の旅行用具を除く。)であり、第44類から第49類までに分類される物品は、木材、木材製品、組物材料の製品、植物を原料とする製品である。

- ① **第41類に分類される物品**は、原皮(毛皮を除く。)及び革である。TCRO が技術的検討を開始した1995年時点で、品目別規則の策定に使用される品目分類表は1996年版 HS とすることが決定されていたが、1996年版 HS の第41類の構造は皮革の実質的変更過程を表現するには適さないものであったため、1996年版 HS を原産地規則目的に

再編し、再編後の項の変更を実質的変更とする手法を採った。全体の工程を4段階に分け、第1段階を原皮からなめし前の準備工程まで(完全生産品)、第2段階をなめし(tanning)工程、第3段階を再なめし(retanning)工程、第4段階を仕上げ(finishing)工程とし、それぞれの段階の変更を実質的変更とした。こうした原産地規則の要請に基づくHSの再編はHS委員会でも検討され、結果的にHSが原産地規則に歩み寄った形でのHS改正が2002年版で実現した。

【コンセンサス合意規則/議長最終提案:第41類(原皮(毛皮を除く。)及び革)】

- 第41.01項～第41.03項(原皮): 項変更(事実上の完全生産品)
- 第41.04項～第41.07項(革)なめし前の準備工程まで: 項変更(原皮からの変更を除く。)
- 同 なめしたもの(湿潤状態のもの): スプリット項変更(準備工程済ものからの変更)
- 同 その他(再なめしたもの): スプリット項変更(湿潤状態のものからの変更)
- 第41.12項～第41.15.10号(仕上げ工程を終えたもの): 項変更
- 第41.15.20項(くず): 完全生産品のくずに係る定義の適用

- ② **第42類に分類される物品**は、革製品である。このうち、第42.02項及び第42.03項は繊維製品のルールと整合的であるべきとし、繊維ルールと一緒に議論され、コンセンサス合意はないものの「項変更、ただし当該物品は一ヶ国で組み立てられた場合に限る」との議長最終提案が出されている。議論内容の詳細は、繊維ルール(次回掲載)に譲る。その他の項に分類される物品はすべて項変更ルールでコンセンサス合意されている。したがって、第41類の革を非原産材料として使用することが許容される。

【議長最終提案:第42類(革製品等)】

- 第42.02項～第42.03項(バッグ、革製の衣類等): 項変更(ただし、一ヶ国で組み立てられたもの)
- 第42.01項、第42.04項～第42.06項(革等の製品): 項変更(コンセンサス合意)

- ③ **第43類に分類される物品**は、毛皮・人造毛皮及び製品である。第43.01項は原毛皮が分類され、項変更ルールが適用されるため、実質的に完全生産品であることが求められる。

第43.02項はなめし又は仕上げた毛皮で、(i)組み合わせたもの(第4302.30号)と(ii)組み合わせてないもの(第4302.11号～第4302.20号)に大別される。(i)組み合わせ

たものは号変更ルールが適用され、同項の他の号からの変更が許容される。(ii) 組み合わせてないものには項変更ルールが適用され、第43.01項の原毛皮からの生産が求められる。

第43.03項は衣類・衣類附属品が分類され、項変更と同時に第61類及び第62類の注に従った一ヶ国での組立てが求められる。第43.04項は人造毛皮及び製品が分類され、衣類及び衣類附属品については第43.03項と同様な繊維ルールが適用され、繊維製品を使用しない人造毛皮製品に対しては項変更ルールが適用される。

【議長最終提案: 第43類(毛皮・人造毛皮及び製品)】

- 第43.01項(原毛皮): 項変更(実質的に完全生産品)(コンセンサス合意)
- 第43.02項(なめし又は仕上げた毛皮): 組合せてないものは項変更、組み合わせたものは号変更(コンセンサス合意)
- 第43.03項(衣類・衣類附属品): 項変更(第61・62類の注に従った一ヶ国での組立て)
- 第43.04項(人造繊維の製品): 衣類・衣類附属品は項変更(第62類の注に従った一ヶ国での組立て)、その他の製品は項変更

- ④ **第44類に分類される物品**は、木材及びその製品、木炭であり、適用される品目別規則はすべての項においてコンセンサス合意されている。若干の加工工程基準が適用され、第44.01項の木くず・のこくず、第44.02項の木炭においては、凝結が実質的変更として認められる。第44.07項から第44.09項までの木材においては、フィンガー・ジョイント及びエンド・ジョイントが認められる。その他にも第44.10項から第44.12項までのパーティクル・ボード、繊維板、合板等においては、プラスチック等による表面加工が認められる。その他の物品に対しては、概ね項変更ルールが適用される。

【コンセンサス合意規則: 第44類(木材及びその製品、木炭)】

- 第44.01項～第44.02項、第44.07項～第44.12項: 凝結、フィンガー・ジョイント、表面加工等(スプリット項・スプリット号変更)
- その他の木材製品: 原則、項変更

- ⑤ **第45類に分類される物品**は、コルク及びその製品であり、原則、項変更ルールが適用されるが、加えて、加工工程基準としてラミネート加工等による補強が実質的変更と認められる(全項においてコンセンサス合意)。ただし、単なる切断による項の変更は実質的変更とは認めない。

【コンセンサス合意規則: 第45類(コルク及びその製品)】

- 第45.02項、第45.04項: ラミネート加工等による補強(スプリット項・スプリット号変更)
- その他のコルク製品: 原則、項変更

- ⑥ **第46類に分類される物品**は、わら、組物材料の製品、かご細工物等であり、適用される品目別規則は全ての項でコンセンサス合意されている。第46.01項の組物材料は項変更で組物材料の原料となる非原産植物を加工方法に適する状態・形状に切り分けることで原産性を得る。これらの材料を組み合わせることで敷物、すだれ等の製品となるが、これらには号変更ルールが適用されるため非原産の組物材料を使用することが許容される。かご細工物等(第46.02項)は項変更ルールが適用されるため、非原産材料を細工物に編みこむことで原産性を得る。

【コンセンサス合意規則: 第46類(わら、組物材料の製品、かご細工物等)】

- 第46.01項の組物材料: 項変更ルール
- 同項の組物材料の製品: 号変更ルール
- 第46.02項(かご細工物等): 項変更ルール

- ⑦ **第47類に分類される物品**は、木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙であり、古紙にはオタワ・テキストによる実質的に完全生産品(くず・廃品)と同様な規定が適用され、その他の項にはすべて項変更ルールが適用される(すべての項でコンセンサス合意)。各種の植物材料又は植物性紡織用繊維のくずを原料とするので、これらが非原産であってもパルプの生産は原産性を付与する行為となる。

【コンセンサス合意規則: 第47類(木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙)】

- 第47.01項～第47.06項(各種パルプ): 項変更ルール
- 第47.07項(古紙): オタワ・テキスト(実質的には完全生産品)

- ⑧ **第48類に分類される物品**は、紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品であり、適用される品目別規則は全ての項においてコンセンサス合意されている。紙等の品目別規則はベースとなった HS1996年版で比較的用に合意できたが、2002年版で類の構造が大幅に変更されたため、大規模な技術的調整(technical rectification)が必要となった。一旦合意した規則を土台たる HS が動くことによって再度交渉すべき

ではなく、事務局が HS の変更にかかわらず当初に合意した内容を新しい HS 品目表に反映させるべきとの意見が太宗を占めたことから、技術的調整の方法論が示され、現在においても参考とされている。しかしながら、技術的調整とは、新しい HS 品目表に旧品目番号を再生させることを意味し、HS が5年毎に更新されると品目表があまりにも複雑になり使い勝手が悪くなる。加えて、税関での輸出入申告に使用する HS 最新版との乖離が生じ、もはや事務負担が通常の実務範囲を超えてしまうこととなる。第48類の紙等の品目別規則は、2002年版に調整するために2ページのマトリック表が10ページを要するほどに複雑化し、通常の貿易従事者が理解するには極めて困難な規定振りとなったため、CRO で再交渉が行われ、当初の結果と異なる部分が生じようとも簡素かつ平易な項変更ルールを基本とした規則でコンセンサス合意をみた。

製品の性格から、単なる切断で項変更が行われても実質的変更としないような配慮がなされ、また、インクジェット紙等の加工紙はスプリット号を設け、スプリット号変更で原産性を付与できるようにしている。

【コンセンサス合意規則：第48類（紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品）】

- 第48類(各種の紙)： 項変更(原則)
- ex 第4811. 39(a)号のインクジェット紙等： スプリット号変更
- 第48.16項のカーボン紙等： 項変更、ただし第48.09項(カーボン紙等のロール・シート)からの変更を除く。
- 第48.08項、第48.11項(ワックス、オイル等による表面加工)： 項変更又は号変更

- ⑨ **第49類に分類される物品**は、印刷した書籍、新聞、絵画等が分類され、すべての項で項変更ルールがコンセンサス合意されている。すなわち、紙等に印刷することによって原産性が付与される。

【コンセンサス合意規則：第49類（印刷した書籍、新聞、絵画等）】

- 第49類(各種の印刷物等)： 項変更